



いじめ問題対策連絡協議会 及び いじめ防止等対策審議会 条例

生駒市では、「生駒市いじめ問題対策連絡協議会及び生駒市いじめ防止等対策審議会条例」を制定します。

■ 制定の理由

いじめ防止対策推進法（以下「法」）第 12 条では、地方公共団体は、地域の実情に応じ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めることとされ、奈良県でも、平成 28 年 3 月に「奈良県いじめ防止基本方針」が策定されました。

本市においても、本年 3 月に「生駒市いじめ防止基本方針」を策定予定であり、本方針に基づき、法第 14 条第 1 項の規定による「生駒市いじめ問題対策連絡協議会」、第 14 条第 3 項の規定による教育委員会の附属機関として「生駒市いじめ防止等対策審議会」を設置するため、条例を制定します。

■ 主な内容

◆ 生駒市いじめ問題対策連絡協議会

◇ 所掌事務

法第 14 条第 1 項のいじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るために必要な事項を協議する

◇ 組織

次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する（15 人以内）

- (1) 生駒市立学校の教職員
- (2) 関係機関の職員
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

◇ 任期 2 年

◇ 会長 教育長をもって充てる

◆ 生駒市いじめ防止等対策審議会

◇ 所掌事務

下記の事項を調査審議する

- (1) 生駒市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための実効的な対策の実施

に関する事項

(2) 法第 28 条第 1 項の重大事態に係る事実関係に関する事項

◇ 組織

学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから委嘱（5 人以内）

◇ 任期 2 年

◇ 会長 委員の互選によって定める

※ 「重大事態」とは、法第 28 条第 1 項に次のように規定されています。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

■ 施行日 平成 29 年 4 月 1 日

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市教育委員会事務局 教育指導課（課長 吉川） ☎0743-74-1111(内線 631)